資料３

「（仮称）流山市こどもの権利条例」構成（章立て）案

こどもからの意見聴取結果や先行自治体の事例等を踏まえ、条例の構成は、以下のとおりとする。

前文

【こどもの思い・願い】【おとなへの思い・願い】など　　*※こども会議提案内容を盛り込む*

第１章　総則

【目的】【用語の定義】【基本理念】

※下線は第２回部会(8/4)で議論

第２章　こどもの権利

※こども会議提案内容を含むこどもの意見聴取結果を踏まえ検討（資料 4-2 参照）

第３章　こどもの権利を保障するための責務及び役割

【共通の責務】【市の責務】【保護者の役割】

【市民等の役割】【こども関係施設等の役割】

※第２回部会(8/4)で議論

第４章　こどもにやさしいまちづくりの推進

※こどもの意見聴取結果や委員アンケート調査による意見等を踏まえ検討（資料 4-3 参照）

第５章　こどもの権利擁護および救済

※第４回部会で議論予定

第６章　条例の推進

※第４回部会で議論予定

第７章　雑則

【委任】

附則